

27 環 技 審 第 1 号

平成 27 年 10 月 16 日

高知県知事 尾崎 正直 様

高知県環境影響評価技術審査会

会 長 松田 誠祐

都市計画道路佐賀四万十線（仮称）にかかる環境影響評価届出書について

平成 27 年 8 月 31 日付け 27 高環共第 386 号で当審査会に対して、高知県環境影響評価条例施行規則第 6 条の各号に関し、環境保全の見地からの意見を求められた「都市計画道路佐賀四万十線（仮称）にかかる環境影響評価届出書」について審査を行った結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

都市計画道路佐賀四万十線（仮称）環境影響評価届出書に対する答申

1 総括的事項

高知県環境影響評価条例施行規則第6条第1項の規定に基づく各号に掲げる要件の対象については、その一部に十分な配慮や対策が必要であるものの、四万十市及び黒潮町の意見の中で求められているとおり環境調査等を含む適切な措置を講じ、かつ、個別的事項で次のとおり指摘する点を踏まえた対応を事業者が、その責任のもと実施することで、当該届出書については、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるとはいえず、積極的に高知県環境影響評価条例に基づくその他の手続きを求めるものではない。

2 個別的事項

(1) 水質について

ア 全国的にみても高知県は非常に水質のよい河川が多く、事業予定地には、伊与木川や後川等の極めて透明度の高い川がある。

イ 工事中は土砂の流出等によって、濁りが生じ、一時的にも川の状態が悪化することが想定される。特に、河川を横断する工事の場合は、道路の規模に関わりなく一定の対策がとられないと河川の状態が悪化することがあり得るため、十分配慮すること。

(2) 野生動植物・生態系について

ア 事業予定地域は、原生的な自然環境よりは二次的な自然環境

イ クマタカについては、希少野生動植物種に指定され、また、高知県の絶滅危惧種である。クマタカをはじめとする絶滅危惧種や重要生物などのその他の動植物については、かつての調査した結果も参考に、そういった生物が生息しているということには、十分配慮する必要がある。

(3) 地盤沈下について

ア 他自治体での地盤沈下の状況や河川周辺や従来データの過去の知見を十分に利用し、対策を講じること。